

# Weekly Report

第708号  
令和5年7月31日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 令和4年度のふるさと納税は9654億円に

ふるさと納税は、対象の自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合、寄附額のうち2千円を超える部分について、一定の上限(収入や家族構成などにより異なる)まで所得税と住民税から全額が控除される制度です(確定申告を行わずに控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を利用した場合は、所得税控除分を含めた全額を住民税から控除)。

## ◆受入額、件数ともに過去最高を更新

総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査」によると、令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)におけるふるさと納税は全地方団体合計で受入額が約9654億円(前年度比1.2倍)、受入件数が約5184万件(同1.2倍)となり、受入額及び受入件数ともに過去最高を更新しました。

都道府県別の受入額は、兵庫県を除く46都道府県で前年度より増加し、市区町村別では宮崎県都市の195億9300万円が最も多く、次いで北海道紋別市(194億3300万円)、北海道根室市(176億1300万円)と続きます。

## ◆住民税控除は約891万人が適用

また、令和4年中のふるさと納税に係る住民税控除の適用状況については、令和5年度分の住民税から控除を受けた方が約891万人(前年度比1.2倍)、控除額は約6798億円(同1.2倍)でした(ワンストップ特例は約465万人が適用)。

なお、ふるさと納税により寄附先から返礼品を受け取った場合の経済的利益(返礼品の価額)は「一時所得」に該当し、他の一時所得(生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等)との合計が年間50万円を超える場合は課税対象となります。

## 令和5年度の地域別最低賃金の引上げ目安

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が示した改定額の「目安」をもとに各都道府県の地方最低賃金審議会において審議を行い改定額を決定します。

令和5年度の地域別最低賃金額改定について中央審議会が取りまとめた引上げ額の目安は、経済実態に応じ都道府県をA(6都府県)、B(28道府県)、C(13県)に分けて提示し、Aは41円、Bは40円、Cは39円の引上げとしました。

各都道府県で目安どおりに改定された場合、最低賃金の全国加重平均は時給1002円(引上げ額41円)と1千円を超えることになり、過去最高の引上げ額となります。

## ★★★ 8月のチェックポイント ★★★

※気象庁は災害級の暑さが8月も続くと警告しています。暑さと湿度で疲労がたまりやすい季節なので、業務災害と熱中症対策に気を配ります。また、休業明けは労働災害などを防止するため、適度な休憩を設け健康管理を徹底します。

※夏季休業を行う企業は、関係先に日程を知らせると同時に取引先の日程も確認して、納品や集金・支払いなど齟齬がないよう調整します。

※夏季休業前には、盗難や火災等に備えパソコンデータのバックアップをしておきます。